



パットワールド®

PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー 〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 27 2006年01月10日

台湾公正取引法の改正について

台湾公正取引法(不正競争防止法に相当)において、商標模倣対策に重要な根拠としてきた第20条(模倣行為の制止の規定)の改正草案が2005年12月29日に公表されました。

登録商標及び未登録商標の模倣行為について、公正取引法ではなく、商標法(同法第62条に未登録商標の保護規定が増設される予定である)をもって保護すべく、その改正草案においては保護対象から商標が除かれました。

その改正草案(第20条)の和訳は下記の通りですが、その施行時期、並びに商標法改正草案については未だ公表されておられません。新たな情報があり次第、改めてご案内申し上げます。

記

第20条(模倣行為の制止)

1. 事業はその営業の提供する商品又はサービスについて次の行為をしてはならない。
 - ① 関係する事業又は消費者に一般的に認識される他人の氏名、商号又は会社名称、商品容器、包装、外観又はその他の他人商品を表す表徴と同一又は類似のものを使用し他人の商品と混同させ、若しくは他人の表徴の識別性又は信用名誉を損ない、若しくは他人の商業名誉にフリーライドし、若しくは積極的に他人の努力成果を搾取すること。
 - ② 関係する事業又は消費者に一般的に認識される他人の氏名、商号又は会社名称又はその他の他人の営業、サービスを表す表徴と同一又は類似のものを使用し、他人の営業又はサービスの施設又は活動と混同させ、若しくは他人の表徴の識別性又は信用名誉を損ない、もしくは他人の商業名誉にフリーライドし、若しくは積極的に他人の努力成果を搾取すること。
2. 前項の規定は、次の各号の行為には、適用しない。
 - ① 普通の使用方法で、商品自体の習慣的な通用名称又は取引上の同類商品の慣用表徴を使用すること。
 - ② 普通の使用方法で、取引上の同種の営業又はサービスに使用される慣用名称又はその他の表徴を使用すること。
 - ③ 善意をもって自己の氏名を使用する行為。
 - ④ 前項第1号又は第2号に規定する表徴に対して、関係する事業又は消費者に一般的に認識される前に善意にそれと同一又は類似するものを使用し、若しくは善意な使用者からその営業と共にその表徴を譲り受けて使用すること。

3. 事業は他の事業が前項第3号と第4号の行為をしたことにより、その営業、商品、施設又は活動において損害を受け、若しくは混同が生じる虞がある場合は、他の事業に対して適切な表徴を付けるよう請求することができる。

以上